

「重大インシデントに関する機長報告の処理要領」（平成12年1月31日空航第89号、空機第85号）の一部改正について

標記について、「重大インシデントに関する機長報告の処理要領」（平成12年1月31日空航第89号、空機第85号）のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改 正 後	改 正 前
2. 重大インシデント 重大インシデントの具体的内容については、以下のとおりとする。 (1) 閉鎖中の滑走路等^{※1}からの離陸又はその中止 - 閉鎖中の滑走路から離陸を行った又は離陸滑走を開始した後に中止した事態^{※2} - 他の航空機等が滑走路の外に出る前に離陸を行った又は離陸滑走を開始した後に離陸を中止した事態 - 国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路^{※3}から離陸を行なった又は離陸滑走を開始した後に中止した事態 - 誘導路から離陸を行なった又は離陸滑走を開始した後に中止した事態^{※4} ※1 閉鎖中の滑走路等とは、規則第166条の4第1号イからニまでに掲げる場所（閉鎖中の滑走路、他の航空機等が使用中の<u>滑走路</u>、法第96条第1項の規定により国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路^{※3}<u>及び誘導路</u>）をいう。 ※2 津波警報又は大津波警報発表時の避難を目的とした離陸又はその中止であって、航空機の航行の安全に影響を及ぼさず、かつ、地上又は水上の人又は物件の安全に影響を及ぼさなかった事態については、含まれないこととする。	2. 重大インシデント 重大インシデントの具体的内容については、以下のとおりとする。 (1) 閉鎖中の滑走路等^{※1}からの離陸又はその中止 - 閉鎖中の滑走路から離陸を行った又は離陸滑走を開始した後に中止した事態 - 他の航空機等が滑走路の外に出る前に離陸を行った又は離陸滑走を開始した後に離陸を中止した事態 - 国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路^{※2}から離陸を行なった又は離陸滑走を開始した後に中止した事態 - 誘導路から離陸を行なった又は離陸滑走を開始した後に中止した事態^{※3} ※1 閉鎖中の滑走路等とは、規則第166条の4第1号イからニまでに掲げる場所（閉鎖中の滑走路、他の航空機等が使用中の<u>滑走路及び</u>法第96条第1項の規定により国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路^{※2}<u>並びに誘導路</u>^{※3}）をいう。 (新設)

改 正 後	改 正 前
※3 法第96条第1項の規定による国土交通大臣からの指示には、法第137条第3項第1号の規定により国土交通大臣の権限が防衛大臣に委任されている空港等において、防衛大臣が行う指示を含む。 以下に掲げる者からの指示は法第96条第1項によるものではないが、これらの者から指示された滑走路とは異なる滑走路からの離陸等については、航空機の航行の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれが大きいと認められることから、規則第166条の4第18号に規定する前各号に掲げる事態に準ずる事態として取り扱う。 ・日米地位協定に基づき米国政府が航空交通管制業務を行う空港等においては、米国政府 ・外国の空港等においては、国際民間航空条約の定める標準方式に従い外国政府又は航空交通の指示に関する権限について委任された者 なお、法第96条の2第1項の規定により、国土交通大臣から入手した航空機の航行に関する情報は、国土交通大臣からの指示に含まない。 ※4 誘導路のうち空港等の管理者が回転翼航空機の離陸に関して支障がないと選定した場所からの離陸又はその中止は、含まれないこととする。 (2) 閉鎖中の滑走路等^{※1}又は道路その他の航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸又はその試み ・閉鎖中の滑走路に着陸を行った又は着陸を試みた事態 ・他の航空機等が滑走路の外に出る前に、着陸を行った又は着陸を試みた事態 ・国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路^{※3}に着陸を行なった又は着陸を試みた事態 ・誘導路又は道路その他の通常着陸することが想定されない場所に着陸を行なった又は着陸を試みた事態^{※5} ※5 次に掲げる事態は含まれないこととする。	※2 法第96条第1項の規定による国土交通大臣からの指示には、法第137条第3項第1号の規定により国土交通大臣の権限が防衛大臣に委任されている空港等において、防衛大臣が行う指示を含む。 以下に掲げる者からの指示は法第96条第1項によるものではないが、これらの者から指示された滑走路とは異なる滑走路からの離陸等については、航空機の運航の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれが大きいと認められることから、規則第166条の4第18号に規定する前各号に掲げる事態に準ずる事態として取り扱う。 ・日米地位協定に基づき米国政府が航空交通管制業務を行う空港等においては、米国政府 ・外国の空港等においては、国際民間航空条約の定める標準方式に従い外国政府又は航空交通の指示に関する権限について委任された者 なお、法第96条の2第1項の規定により、国土交通大臣から入手した航空機の航行に関する情報は、国土交通大臣からの指示に含まない。 ※3 誘導路のうち空港等の管理者が回転翼航空機の離陸に関して支障がないと選定した場所からの離陸又はその中止は、含まれないこととする。 (2) 閉鎖中の滑走路等^{※1}又は道路その他の航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸又はその試み ・閉鎖中の滑走路に着陸を行った又は着陸を試みた事態 ・他の航空機等が滑走路の外に出る前に、着陸を行った又は着陸を試みた事態 ・国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路^{※2}に着陸を行なった又は着陸を試みた事態 ・誘導路又は道路その他の通常着陸することが想定されない場所に着陸を行なった又は着陸を試みた事態^{※4} ※4 次に掲げる事態は含まれないこととする。

改 正 後	改 正 前
・空港等の管理者が回転翼航空機の着陸に関して支障がないと選定した場所への着陸又はその試み ・航空機乗組員が安全な飛行の継続が困難であると判断し、地上の人又は物件に対して、危害を及ぼすおそれがなく着陸できると選定した場所への予防的な着陸又はその試みであって、地上の人又は物件に対し危害を及ぼさなかったもの (3) 着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態 ・着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態^{※6} ※6 着陸時に脚が引き込まれた、又は脚を下げずに着陸したことによるものを含む。また、テールスキッド等の地表面との接触を想定して設計されている部位又は一次構造部分以外の部位（アンテナ、ドレインマスト等の突起物を含む。）が地表面に接触した事態であって損傷がこれらの部位に限定されるものは、含まないこととする。 (16) 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態 ・物件を機体の外に装着し^{※7}、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下した事態（事故が発生するおそれがないことが確認された事態^{※8}を除く。） ・物件を機体の外に装着し^{※7}、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が緊急の操作として投下された事態（事故が発生するおそれがないことが確認された事態^{※8}を除く。）	・空港等の管理者が回転翼航空機の着陸に関して支障がないと選定した場所への着陸又はその試み ・航空機乗組員が安全な飛行の継続が困難であると判断し、地上の人又は物件に対して、危害を及ぼすおそれがなく着陸できると選定した場所への予防的な着陸又はその試みであって、地上の人又は物件に対し危害を及ぼさなかったもの (3) 着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態^{※5} ・着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態^{※5} ※5 着陸時に脚が引き込まれた、又は脚を下げずに着陸したことによるものを含む。また、テールスキッド等の地表面との接触を想定して設計されている部位又は一次構造部分以外の部位（アンテナ、ドレインマスト等の突起物を含む。）が地表面に接触した事態であって損傷がこれらの部位に限定されるものは、含まないこととする。 (16) 物件を機体の外に装着し^{※6}、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態 ・物件を機体の外に装着し^{※6}、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下した事態（軽微な物件^{※7}が落下した事態を除く。） ・物件を機体の外に装着し^{※6}、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が緊急の操作として投下された事態

(案)

改 正 後	改 正 前
<u>※7</u> 機体の外に装着した物件とは、法定検査（耐空証明、修理改造等）を受検し合格した航空機部品を除く物件とする。 <u>※8</u> 事故が発生するおそれがないことが確認された事態とは、航空機の航行の安全に影響を及ぼさず、かつ、地上又は水上の人又は物件の安全に影響を及ぼさなかった事態とし、想定されるものは次のとおり。 <u>山、海水域、河川・湖沼、森林等の、地上又は水上の人又は物件が存在する可能性が低い場所の上空での飛行中において、つり下げ物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態であって、航空機の航行の安全及び地上又は水上の人又は物件の安全に影響がないことが確認された場合</u> 3. 機長からの報告等 （略） ③ 着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態	<u>※6</u> 機体の外に装着した物件とは、法定検査（耐空証明、修理改造等）を受検し合格した航空機部品を除く物件とする。 <u>※7</u> 軽微な物件とは、大きさ（面積）が 1000cm² 未満かつ重量が 1kg 未満の物件等とする。 3. 機長からの報告等 （略） ③ 着陸時において発動機覆い、翼端その他の航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態^{※5}

附 則

この要領は、令和●年●月●日から適用する。